

# トランポリン競技検定 開催手順

## §1. 目的

この検定は、主にトランポリン競技選手を目指す者を対象に、以下を目的として実施するものである。

- ① 宙返り導入前の基礎段階において、競技者育成プログラムに沿った演技がなされているかをチェックすること。
- ② コーチに対し指導法をアドバイスすること。
- ③ 競技選手の競技力を向上させること。

## §2. 開催者

この検定は、公益財団法人日本体操協会（以下、JGA という）トランポリン委員会競技検定部が主催するものであり、都道府県の体操協会またはトランポリン協会、連盟を主管者と定める。

## §3. 開催申請

主管者により、以下のものを開催希望日の1ヶ月前までに、主催者へ宛て電子メールにて提出する。主管者が認めた場合に限り、トランポリンコーチ有資格者が在籍するクラブや団体が運営協力者となり開催を申請することができる。

- ① 所定の開催申請書
- ② 開催要項案

## §4. 受検者の公募

主催者より承認を得次第、以下の要件をもとに受検者の公募を開始する。開催にあたっては、10名以上の受検者を目安とする。

- ① 受検資格：バッジテスト5級に合格している者
- ② 受検順序：初級から順に中級、上級へと段階を踏んで受検しなければならない。ただし、1回の検定において1級のみを受検とする。
- ③ 受検料：各級とも1,500円
- ④ 認定料：各級とも1,500円

## §5. 経費申請

主管者または運営協力者（以下、申請者という）により、開催2週間前までに、以下の要領にて経費申請、受検料の支払いを行う。

- ① 所定の経費申請書：主催者へ宛て電子メールにて提出
- ② 受検料：主催者指定の金融口座へ、申請者により一括入金

申請書類の受理および受検料入金の確認がなされた後、原則として開催前日までに受検者数分の認定証台紙が申請者へ送付され、申請者が指定する金融口座へ必要経費が支払われる。受検料入金後のキャンセルについては、返金対象とならない。

尚、赤字事業は認められない。主管者は支出が収入を上回らないよう、細心の注意を払うこと。

## §6. 検定員

トランポリン競技公認審判員4種以上の者（ただし、当該年度にJGA登録を済ませた者でなければならない）が担当し、各器具に主審1名および副審1名の計2名を配置する。その選任にあたっては、受検者を指導する者以外からであることが望ましい。1台につき3グループ（約30人）までの受検を目安とし、それ以上の場合は器具の増設および、検定員各2名の増員を推奨する。

## §7. 記録員

試技台ごとに1～2名の記録員を配置し、項目単位での得点の算出および採点の記録を行う。

## §8. 実施要領

別に運営手順を定める。

## §9. 認定証および採点表の交付

検定終了後、受検者全員に対して採点表を、合格者に対して認定証を交付する。採点表については、申し込み団体を通じて受検者へ配布し、今後の指導および練習の指標として活用する。

## §10. 事業完了報告

検定終了後1週間以内に、申請者により合格者分の認定料を主催者へ支払うとともに以下のものを主催者へ提出し、事業完了報告を行わなければならない。

(1) 電子メールにて提出

① 所定の事業完了報告書

(2) 郵送にて提出

① 交通費申請書：該当者の署名捺印入り原本

② 領収証：経費申請時に申告した経費に係る領収証原本

以上